

答申第 760 号

情公第 1965 号

令和 3 年 8 月 27 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書非公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 3 月 5 日付けで諮問された特定工事の工事費内訳に係る文書不存在の件（諮問第 852 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別紙1に掲げる文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和2年1月22日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）について、その行政文書を管理している室課所を県土整備局都市部都市整備課として、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年1月27日付けで、本件請求文書については、指定のページ以降を受領していないため、文書は不存在であるとして、条例第10条第3項の規定に基づく公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年1月31日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 実施機関は、特定駅特定地区第一種市街地再開発事業（以下「本件事業」という。）に係る再開発補助金の交付に当たり、補助金の額の確定を行っている。これは、本件事業の施行者である特定駅特定地区市街地再開発組合（以下「本件組合」という。）が、各年度における補助対象事業を適切に履行したか否かを判断するために実施機関が行うものであるが、本件事業の施設建築物（以下「本件施設建築物」という。）の建築費が適正であることについては、本件請求文書を、本件組合から徴取してその記載内容を精査しなければ担保し得ない。すなわち、本件請求文書には、「名称」、「適要」、「数量」、「単位」、「単価」、「金額」、「出来高数量」、「出来高比率」及び「金額」（又は「出来高金額」）が明記されている。本件請求文書より前のページの資料には、直接工事費の大枠（各工事一式の合計積算額）しか明記されていないことから、積算基準等に基づく適正な資材及び人件費の単

価・数量を確認し得ないのである。実施機関が適正に額の確定業務を履行し、これをもって請求額満額の再開発補助金を交付したというのであれば、本件請求文書は事務処理において必要不可欠な積算資料であり、実施機関は当然に保有（保管）しているはずである。

なお、実施機関においては、平成 26 年度（変更分）については、積算書の全部を徴取していることを鑑みれば、平成 27 年度及び平成 28 年度の本件請求文書を徴取しないことは、再開発補助金を無造作に交付する違法のそしりを免れない。

- (2) 実施機関は、後記 4 (1) のとおり、本件請求文書については本件組合から受領しておらず不存在である旨説明している。しかし、本件施設建築物の建築費は、平成 27 年 7 月 1 日に人件費及び資材単価の高騰を理由として 19 億 4,400 万円（税込み）増額されており、同年 9 月 11 日に公共施設に係る内装工事の追加及び一部設計変更を理由として 12 億 1,932 万円（税込み）増額されていることから、直接工事費の工種別に記載された資料一式の各合計額の確認だけでは、工事費の適正は担保し得ないのである。これらの増額が適正であったか否かは、前年度の積算書と本件請求文書を比較することでのみ確認できるものであり、完成品の外観を目視するだけでは、増額の実態を確認し得ない。よって、実施機関が適正に補助金を交付したというのであれば、本件請求文書を当然に徴取しているといわざるを得ない。

なお、平成 27 年 7 月 1 日の建築費の増額については、特定市の公共施設に係る内装工事の追加及び一部設計変更を理由とするところ、同市では当該増額のうち 11 億 3,636 万 6,000 円に係る注文書、仕様書及び見積書を保有していないとしている。これが真実であるとする、実施機関は、ありもしない建築費の増額を確認したというのであるから、実施機関は本件施設建築物の工事を請け負った業者による建築費の水増し（業務上横領又は特別背任）を幫助していることを付言するものである。

- (3) 実施機関が、後記 4 (2) と説明していることは、結局のところ、本件請求文書によらないと平成 27 年度及び 28 年度の補助金の適正を担保し得ない事実を認識することに他ならず、そうであれば、仮に、その当時、本件請求文書を本件組合から受領し、保管していなかったとしても、平成 29 年 10 月 30 日（後記 4 (2) に

ある住民監査請求の監査結果の決定日)以降に至っては、その瑕疵を認識するのであれば、たとえ、当該各年度の補助金清算事業が完了していたとしても、各年度に係る補助金の支出の適正を担保(補充)するため、実施機関は、本件組合から本件請求文書を徴取すべきものなのである。

4 実施機関(担当: 県土整備局都市部都市整備課)の説明要旨

(1) 実施機関は、本件事業において、建築工事の完了検査(書類検査及び現地調査)の際、設計書の詳細な工事費の内訳も含めた関係書類の原本を閲覧して補助条件に適合しているか等を審査するとともに、完成状況を現地で確認している。また、本件事業に係る補助金の額の確定の際、契約書や請求書等の支出の事実を証する資料に加えて、建築工事の場合には支出額の妥当性を確認できる資料として、補助対象事業費算出資料、出来高算出資料及び関連図面を添付資料として、補助金の支払い手続を行う県土整備経理課に提出している。そのうち、出来高算出資料としては、完了検査の際に閲覧し適正と確認した設計書の詳細な工事費の内訳を記載した資料は取得せず、添付しない運用をしていた。この運用について、県土整備経理課から根拠書類が不十分であるとの指摘を受けたことはない。なお、平成26年度については、設計書の詳細な工事費の内訳を本件組合より取得していたが、これは当時の担当者の判断によるものである。よって、本件請求文書は受領しておらず、文書は不存在であることから、条例第10条第3項の規定により行政文書公開拒否決定を行った。

(2) 本件事業に係る住民監査請求について、神奈川県監査委員からの監査結果通知(平成29年10月30日付け監第82号)(以下「監査結果通知」という。)において、工事費を適正と判断したこと等について、「特段の問題は認められなかった」との結果が示されたが、この監査結果通知の内容を受けて、平成30年度以降は完了検査の際に受領する資料を統一し、設計書の詳細な工事費の内訳を受領及び保管している。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求文書の存否について

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書を取得しておらず、本件請求文書は不存在であるとして、公開を拒否する決定を行っている。これに対し、審査請求人は、補助金の額の確定に、本件請求文書が必要不可欠であるとして、実施機関が本件請求文書を取得している旨主張していることから、実施機関の処分の妥当性について、以下検討する。

ア 従前の補助金の額の確定に必要な書類について

実施機関は、平成 27 年度及び平成 28 年度に係る設計書の詳細な工事費の内訳を記載した本件請求文書を取得していないとするが、平成 26 年度に係る同種の書類は取得したとしている。このことについて、実施機関は、当該書類を取得したのは、担当者の判断によるものであって、平成 27 年度及び平成 28 年度の補助金の額の確定手続では、建築工事の完了検査の際、設計書の詳細な工事費内訳も含めた関係書類の原本を閲覧して審査をしていた旨説明している。

イ 監査結果通知後の補助金の額の確定に必要な書類について

本件事業に係る補助金の支出については、住民監査請求がなされ、神奈川県監査委員による監査が行われている。

当審査会が確認したところ、監査結果通知には、「補助金の額の確定に当たっては、補助金の算出の基礎となる補助対象経費の算定の妥当性について適切に確認を行う必要があるが、本件監査において、補助対象経費の算定の裏付けについて確認できない状況があったことは極めて問題であると言わざるを得ない。したがって、都市整備課においては、今後本件と同様な市街地再開発事業に対して補助金を支出する場合には、額の確定の際に、補助金の算出の基礎となる補助対象経費の妥当性について適切に確認を行うことはもとより、その根拠となる書類を整備・保存するなどして、県としての説明責任を適切に果たすことが必要である。」との意見が付されていることが認められる。

また、実施機関は、前記 4 (2) のとおり、この意見を受け、平成 30 年度以降は完了検査の際に受領する資料を統一し、設計書の詳細な工事費の内訳を受領、保管することとした旨説明している。

ウ 以上の経過に関する実施機関の説明は監査結果通知の内容と整合しており、不自然、不合理な点はなく、これに反する事情も見受けられないことから、実

施機関が本件請求文書を取得しておらず、本件請求文書は不存在であるとする説明は、是認することができる。よって、実施機関が本件請求に対し、文書不存在を理由として、公開拒否決定を行ったことは妥当である。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、前記3(3)のとおり、実施機関が、補助金の交付に際し、本件請求文書を本件組合から受領していなかったとしても、監査結果通知以降に至っては、本件請求文書によらないと、補助金の適正を担保し得ない瑕疵を認識するのであれば、本件請求文書を取得すべきである旨主張するが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否の決定の当否について、実施機関から意見を求められているのであり、当該主張について調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙2のとおりである。

別紙 1

(公開請求に係る行政文書の内容)

公開請求に係る行政文書の内容を「特定駅特定地区第一種市街地再開発事業に係る、平成 26 年度～平成 28 年度の額の確定の資料のうち、施設建築物等建設工事の工事費内訳がわかる資料」として、平成 28 年 12 月 15 日付け行政文書公開決定通知書において公開される行政文書のうち、

1. 平成 27 年度分の No. 22 (22 頁) 以降
2. 平成 28 年度分の P-24 (24 頁) 以降

なお、当該行政文書とは、A 4 版横書き書式で左上部分に「特定駅特定地区市街地再開発事業に伴う施設建築物等建設工事」と表記する「名称」「適要」「数量」「単位」「単価」「金額」及び「出来高数量」「出来高比率」「金額」(又は「出来高金額」)が明記される文書である。

別紙2

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 3月 5日	○諮問
令和 3年 4月 26日 (第 207 回部会)	○審議
令和 3年 5月 21日	○実施機関から提出された意見書を収受
令和 3年 5月 28日 (第 208 回部会)	○審議
令和 3年 6月 7日	○審査請求人から提出された意見書を収受
令和 3年 6月 25日 (第 209 回部会)	○審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和3年8月27日現在) (五十音順)